

平成20年度の建設工事等に関する入札・契約制度改正の概要について

【平成20年4月1日施行】

(1) 建設工事における失格判断基準の適用拡大について

現行：有効応札者が3者未満のときは、失格判断基準を適用しない。

改正：有効応札者が3者未満の入札の場合は、失格判断基準2～4を適用する。

ただし、3者以上の有効応札者があった入札において、失格等により有効応札者が2者以下になった場合については、失格判断基準1～4を適用する。

改正理由：失格判断基準には、応札者が一定数以上にならないと機能しないものと、応札者の数にかかわらず機能するものがある。現行では、失格判断基準のいずれかが適用できない場合は、すべて適用しない考えをとっていたが、すべての応札を同じ視点で判断することを重視し、応札者の数にかかわらず、適用できる基準については適用することに改めて、更なる不適正な応札の排除や元請下請関係の適正化を図るものである。

<参考>

失格判断基準1：低入札案件の全入札参加者の純工事費相当額の平均額×0.95

失格判断基準2：設計額における現場管理費相当額

×(0.35+下請純工事費/全純工事費×0.45)

失格判断基準3：設計額における一般管理費相当額×0.45

失格判断基準4：直接工事費における想定下請応札率/応札率<1.0

(2) 1者応札における入札執行の実施について

現行：1者応札の入札執行を試行している。

改正：1者応札を有効とし、入札執行を実施する。

改正理由：1者応札の入札執行を試行してきたが、その実態は、各業種の登録業者数の状況、発注時期、工事現場の条件等々の要因が組み合わさった結果であり、競争性が故意に歪められた結果とは判断されなかった。応札者が少ないほど落札率は高まるが、多様な問題に対応するために講じている入札制度の執行の結果であり、基本的には、当該入札については受け入れるべきであることから、中止という措置を取るのではなく、1者応札における最大の問題点は、競争性の確保にあることを踏まえて、地域要件の拡大等の対応策を講じつつ、1者応札を有効として入札を執行するものである。

(3) 建設工事における入札ボンド制度の適用拡大について

現行：設計額 3 億円以上で総合評価落札方式を適用する工事。

改正：**設計額 1 億円以上で総合評価落札方式を適用する工事。**

改正理由：入札ボンド制度は、できる限り適用範囲を拡げていかないと効果が少ないが、発注者・応札者双方の事務処理等を見極める必要があったことから、3 億円以上の工事からスタートしたが、制度導入後 1 年が経過し、双方に大きな混乱はなく事務負担も些少であることから、当初の予定どおり、段階的に適用範囲を拡大するものである。

(4) 建設関連業務における公募型指名競争入札の試行継続について

現行：測量業務，建設コンサルタント業務，地質調査業務の一部を対象範囲としている。

改正：**測量業務，建設コンサルタント業務，地質調査業務の全てを対象範囲とする。**

改正理由：入札参加意欲のある業者の参加機会の拡大に効果がある反面、強い競争原理が働くことが窺えるが、試行件数が少なく技術力の問題については、十分な検証ができていない。事務コストの負担もあるが、**ほぼ新規参入が閉ざされている制度だけを適用することには問題があり**、建設関連業務においても、**更なる透明性・公平性の確保を図る観点から、対象業務範囲を拡大（測量業務，建設コンサルタント業務，地質調査業務の全ての業務）して試行を継続するものである。**